

令和元年7月18日

調査結果報告書

三田市行政監察員 村上英樹

通報受理日	平成31年4月24日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 (時 分～ 時 分) ・郵便 ・電子メール ・F A X 	
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名 (※) ・匿名 	所属部署
通報内容	<p>平成31年4月より時間外勤務の上限規程を設けられているが、4月の時間外勤務が45時間以上になる職員が多数存在する。しかしながら、所属長は時間外勤務の削減につながる具体的な改善策を講じず、45時間以上の時間外勤務を黙認している。とりわけ選挙管理委員会職員（併任含む）は平成28年9月7日に公益目的通報によりその対策を講じる旨の報告がなされているにも関わらず、その時間外勤務が80時間以上に及ぶ見込みである。</p> <p>上記行為については非違行為に該当すると考えられる。</p>	
調査経過	<p>平成31年4月24日 公益目的通報を受理</p> <p>同月25日 市長に公益目的通報受理報告書を提出</p> <p>同日 事務局に調査依頼</p> <p>6月10日 事務局より以下の資料受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三田市職員安全衛生規則 ・安全衛生委員会の取り組み ・長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領 ・働き方改革関連人事院資料 ・職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則、週休日等の振替実施要項 ・働き方改革における全庁統一の取組みについて ・時間外勤務の状況等 <p>6月21日 事務局より以下の資料受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と労働組合との36協定 <p>7月10日 事務局より以下の資料受理</p>	

	・45時間超時間外人数（平成31年4月，令和元年5月） 7月18日 調査報告書提出
調査結果	別紙のとおり。
添付資料の内訳	なし
備考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。

調査結果

1 三田市における条例施行規則の定め

平成31年4月より、民間企業においていわゆる働き方改革関連法が施行されている。

三田市においても「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」が改正され、1ヶ月における残業時間の上限について原則45時間（同施行規則第6条の3 1項（1）ア（ア））とされ、「他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）」の比重が高い部署として、任命権者が指定するものに所属する職員については別の定め方とされている。

なお、同施行規則上、例外として、「特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者がみとめるもの）」に従事する職員については、上記の制限が適用されない旨定められている（同施行規則 第6条の3 第2項）。

2 本年度実績

三田市の平成31年4月、令和元年5月の実績は次の通りである。

4月実績においては、時間外勤務につき45時間超の者が24課にわたって55名おり、うち100時間超の者が7名いた。なお、うち選挙事務を併任している者が12課にわたって13名いた。

5月実績においては、45時間超の者が17課にわたって37名おり、うち100時間超の者が2名いた。

3 「他律的業務」について

同施行規則にいう「他律的業務」との指定がなされているのは財政課である。

財政課における時間外労働の45時間超の人数は4月1名のみ（5月はなし）である。

4 「特例業務」について

三田市としては、上記2における45時間超の時間外勤務を生じている部署の業務については、同施行規則第6条の3 第2項にいう「特例業務」に該当するものとして同条項を適用しているものと考えられる。特に4月において、選挙事務に関して他課の併任者含めて多数が45時間超となったことについては、「特例業務」としての運用であると考えられる。

いわゆる「特例業務」の範囲については、業務の重要性や緊急性に鑑みてその適否を決すべきである。

そうであるとすれば、例えば、選挙事務については、業務の重要性はいうまでもなく、また日程も短期間に集中して定められているから業務の緊急性もあり、「特例業務」に該当すると考えることができる。

一方で、たとえば、税務課などについては、業務の重要性があることはいうまでもないが、基本的に毎年多忙な時期が決まっている。それゆえ、大規模災害への対処等に例示される「特例業務」というよりは、職員の働き方によっても業務量が多くなる時期を変えることはできない業務であるから、同施行規則第6条の3 1項（2）にいう「他律的業務」として、他の業務とは異なる勤務時間の上限に関する規律に服させることも検討されるべきであると考えられる。

5 三田市における時間外勤務削減の取り組み

なお、三田市においては、安全衛生委員会を設置（同規則18条、労働安全衛生法19条1項）し、毎月1回の頻度で委員会を開催し、長時間勤務対策として時間外勤務状況報告を行い、時間外勤務については削減目標を立てて、削減のための各種取り組みを行っている。

平成29年から平成30年への長時間の時間外勤務者の数の統計を見れば、時間外労働削減について目に見える効果が上がっている（月あたりの時間外勤務が

100時間を超える者の延べ人数につき、平成29年度は年間45名であったものが、平成30年度は16名となっている)。

6 結論

以上からすれば、三田市においては、近年継続している長時間勤務対策の取り組みについて成果が上がっており、それは平成31年度からはじまった時間外勤務を原則月45時間以内とする同施行規則遵守のための取り組みにもなっていることと評価できる。

しかし、平成31年度に入っても時間外勤務が月45時間超となる者が未だ相当数おり、それも多数の課にまたがっていることから、市役所全体として時間外勤務削減についての取り組みをより一層強化し継続する必要がある。

また、各課の一定の業務につき、同施行規則にいう「他律的業務」「特例業務」等の位置づけを明確にし、各課の業務について規則の趣旨に正しく対応した規律がなされるように努めるべきである。

以上